

働く

新型
コロナと
生きる

ウイルスと職場 法律問題一冊に



札幌の3弁護士執筆

QRコード添付、解説動画も

休業中の賃金は? 契約更新は? 15の疑問Q&Aで

Q カラオケ店の経営者です。従業員がコロナに感染すれば一定期間、店を閉める事態になると想います。従業員に賃金を保障し

隙から支給され、4日目以降の休業については大まかに賃金の約80%が国から支給されます。使用者は感染者が休む当初3日間、平均賃金の60%を保障します。

A 従業員が仕事を原因としてコロナに感染したと認められるとき災の対象になり、治療費全額が労災保険から支給され、4日目以降の休業については大まかに賃金の約80%が国から支給されます。使用者は感染者が休む当初3日間、平均賃金の60%を保障します。

A 契約の更新に合理的な期待があるかどうかは、更新回数の多さや雇用継続に期待を持たせる使用者の

労働法に詳しい札幌の弁護士3人が「新型コロナウイルス対策! 職場の労働問題Q&A」(旬報社)を執筆した。職場を巡る15項目の疑問と対策をQ&A形式でまとめ、弁護士の解説動画につながるQRコードもつけた。内容の一部を紹介する。

(編集委員 町田誠)

なければなりませんか。

A 従業員が仕事を原因としてコロナに感染したと認められるとき災の対象になり、「次回は更新しない」と言われました。受け入れないといけませんか。

A 契約の更新に合理的な期待があるかどうかは、更新回数の多さや雇用継続に期待を持たせる使用者の

本的に契約更新する」と説明を受け、2回更新され現在3年目になりました。ところがコロナで営業が自発的になれば、「次回は更新しない」と言いました。受け入れないといけませんか。

A 国が今年3月、労使団体に出した通達では、職場での3密回避徹底を要請してテレワークの活用を提言しています。労働者からテレワークの申し出があれば会社は誠実な対応が必要です。導入が難しくても、パーテーション設置やマスク着用など十分な感染予防措置をとらずに無理やり出勤を命じると権利の乱用となります。

Q 労働者の側から全従業員にマスク着用を要求できますか。

A 希望を伝えることはできます。使用者には安全配慮義務があり、職場の状況によっては全員が同意しなくともマスク着用を義務づけられます。労働者には一定の協力義務があるといえます。マスク調達費は労働契約書や就業規則に「労働者が負担」との記載がなければ使用者負担になります。

Q 1年契約の有期雇用の事務職です。採用時に「基本の雇用条件」による休業の場合、裁判では賃金の額保障を求められる可能性が高いです。

Q 1年契約の有期雇用の事務職です。採用時に「基本の雇用条件」による休業の場合、裁判では賃金の額保障を求められる可能性が高いです。

Q 感染防止で外出を控えたい場合、会社にテレワークから)の解説動画を見られる。新規の最新情報に更新しやすい上、若い世代にも受け入れられやすいと考えた」と倉茂弁護士。巻末には持続化給付金や雇用調整助成金といった国の支援制度の説明や各種相談窓口の連絡先を載せており。

Q 感染防止で外出を控えたい場合、会社にテレワ

©北海道新聞社